

みどり通信

第128号 2007. 3. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 交通事故情報	P8
● 税務	P3	● 初めてのエクセル	P9
● 社会保険	P4	● これからの研修	P10
● 生命保険	P5	● ニューフェイス	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P7	● あとがき	P11



2月8日に経営計画発表会を開催させていただきました。
ご参加いただきました当事務所のお客様企業のみなさま、本当にありがとうございました。

社長				担当



※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、3月5日のホームページ掲載のものからです。

『損益分岐点の計算は難しくない・・・』

最近よく、損益分岐点はどうやって計算すればいいのかという質問を受けます。文字通り損益分岐点は、今赤字の会社であれば今の売上金額をいくらまで持って行けば赤字決算を避けられるか、黒字の会社であれば今の売上がいくらまで落ちたら赤字になるのか（いわゆる収支とんとの状態）をいいます。

次はラーメン店の簡単な事例です。

仮にあるラーメン店の1ヶ月間の業績が次の通りだといたしましょう。

売上 180万円 - 総経費 160万円 = 20万円の利益

これの内訳は次の通り。

- | | |
|---|-------|
| ① 売上（一杯のみそラーメン600円×3,000杯） | 180万円 |
| ② ①の売上が増えると同じように増える経費
ラーメンの麺、野菜等の具、スープ（200円×3,000杯） | 60万円 |
| ③ 売上の増減に関係なく発生する経費
店舗の家賃、人件費、厨房のリース代、出前用車両のリース代
電気代、ガス代、水道代など | 100万円 |

それでは問題です。

Q. 現在20万円の黒字ですが、売上がいくら以下に落ちたら赤字になるのでしょうか。

A. 一杯当たりのもうけは400円(600円-200円)ですから売上がなくてもかかる経費100万円をまかなうためには、この100万円を一杯の利益の400円で割ることで必要な販売数量が出てきます。答えは2,500杯。すなわち600円×2,500杯=150万円。150万円の売上でちょうど100万円の家賃等をまかなえる計算です。

この問題の答えは、一ヶ月の現在の売上180万円が150万円以下になると赤字になるというのが正解です。

どうでしょうか。難しくはない計算ですよ。損益分岐点分析の公式は覚える必要はありません。理屈で覚えれば簡単です。

この計算のポイントは一つ。かかる総経費160万円を②の経費と③の経費に分けること。

②の経費を「変動費」、③の経費を「固定費」といいます。注意するのは、「売上原価」と「一般経費」とに分ける従来の方法ではないこと。すなわち、ラーメンを厨房の中でつくる人の人件費はラーメンをつくるための原価ですが、ここでは「固定費」に含まれます。なぜなら、1ヶ月に3,000杯つくっているラーメンが仮にゼロになってもその人の給料は払う必要があるわけですから・・・。

税理士 山口 昇

役員報酬の改定は慎重に！

すでにご存知の通り昨年度の税制改正で役員給与（報酬）の損金算入（法人の経費にする）要件に関する見直しが行われ、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されています。

今回の改正の背景は、会社法の改正や支給形態の多様化に対応するためとされていますが、損金算入（法人の経費にする）要件が今まで以上に厳格化された面が大きいと思われます。

お問い合わせの多い項目、誤りやすい事例等をご紹介します。

まず、損金に算入（法人の経費と）される役員給与（報酬）の範囲ですが、

- ① 支給時期が1ヵ月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる給与（定期同額給与）
- ② その役員職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の要件を満たすもの（事前確定給与）
- ③ 同族会社に該当しない法人がその業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの（利益連動給与）

①の（定期同額給与）についてですが、従前から「定期の給与」といわれる規定があり事業年度中途での支給額の改定については一定の縛りがありました。今回の改正で、基本的に増額改定は事業年度開始の日から3ヶ月以内に改定される必要があります。

事業年度開始の日から3ヶ月以内とは、一般的に定時株主総会で役員報酬の改定承認が行われるためです。

例） 三月決算法人の場合、五月の定時株主総会で改定承認を受け、六月分より増額支給。

減額についても、「当該法人の経営状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由により・・・」という規定が新しく加わりましたので、減額についても今まで以上に慎重な判断が必要となります。

時期や状況をみてお話をさせていただいておりますが、改定してしまってから思わぬ税負担が・・・、とならないためにも、いずれの場合も必ず事前に当事務所担当者にお声かけいただきご相談させて下さい。

社会保険

4月より標準報酬月額の上限額、下限額が変更になります。

上限 98万円から121万円
下限 9万8千円から5万8千円

等級	標準報酬		報酬月額	
	月額	日額	円以上	円未満
1	58,000	1,930	円以上	63,000
2	68,000	2,270	63,000 ~	73,000
3	78,000	2,600	73,000 ~	83,000
4	88,000	2,930	83,000 ~	93,000
5 (1)	98,000	3,270	93,000 ~	101,000
6 (2)	104,000	3,470	101,000 ~	107,000
7 (3)	110,000	3,670	107,000 ~	114,000
8 (4)	118,000	3,930	114,000 ~	122,000
9 (5)	126,000	4,200	122,000 ~	130,000
10 (6)	134,000	4,470	130,000 ~	138,000



42	930,000	31,000	905,000 ~	955,000
43	980,000	32,670	955,000 ~	1,005,000
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ~	1,055,000
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ~	1,115,000
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ~	1,175,000
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ~	

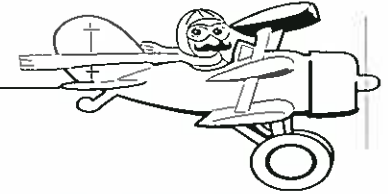
※ 厚生年金保険の上限額、下限額の変更はありません

(注) 健康保険組合に加入されている方の健康保険料は、加入されている健康保険組合に、別途ご確認いただくようお願いいたします。

経営者のための生命保険講座 第 100回

今日のテーマ

生命保険料改定



生命保険料を計算する基準となる【標準生命表(標準死亡率)】が、長寿化を反映して11年ぶりに改定されます(2007年4月予定)。それに伴い、生命保険会社で保険料改定が行われる予定です。

改定内容・改定時期等については各社で違いはありますが、一部保険会社の改定例を基に概要についてご紹介いたします。

40歳男性の場合

保険種類	変更後の保険料水準	設例
終身保険	2～4%程度安くなります	60歳払込満了のとき
定期保険	5～10%程度安くなります	60歳満了
逓増定期保険	改定を行いません	
医療保険	改定を行いません	保険会社によっては、高くなる場合があります。
養老保険・こども保険・確定年金	変更前とほぼ同水準	
個人年金(終身年金)	15%程度高くなります	60歳年金受取開始のとき

注意点

- 中高年層の保険料は値下げとなりますが、30歳前後では値上げとなる場合もあります。
- 今後ご加入いただく方が対象となり、既にご加入の方は更新時のみ影響があります。
- 同時に、保障内容を一部変更する保険会社もあります。
(例：自殺の保険金支払対象外期間を、2年から3年に延長 など…)

すでに保険料改定を実施した保険会社もありますが、全ての年齢・全ての保険種類において保険料が安くなるというわけではありませんので、注意が必要です。
また、契約内容の改定によりお客様の不利益になる場合もあり、「保険料改定後に契約したほうがいい」とは一概に言えません。
具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

一倉 定の経営心得シリーズ

その七十七

「危険がない」と感じた事業こそ、
失敗の危険が大きい。

ブームというのは供給過剰の直前の状態だと思うべきである。

その時に乗り出してもすでに時機を失している。だから、ブームになったものは、いくら食指が動いても、絶対に乗り出してはいけないのだ。

特に大企業が乗り出したときは、供給過剰が間違いなく起こると思つてよい。：新事業のタイミングというものは、まだブームにならず、先行きがどうなるか見通しの難しい時にあるのだということを知らなければならぬ。そして、その時には失敗の危険も多いのである。危険のないと思われるときは、すでに時機を失しているのだ。「危険がない」と感じた事業こそ失敗の危険が大きいのである。：「正否相半ばする」と感じた時が、「失敗の危険の少ない最後の時機」というべきである。新事業を興すタイミングは難しい。その難しいことを決めるのが社長である。

地震保険

契約に当たっての注意

■ポイント1・・・地震保険は単独では契約できません。

地震保険を単独で契約することはできません。必ず火災保険とセットで契約することになっていますが、火災保険の保険期間の途中からでも地震保険を契約することができます。

■ポイント2・・・契約金額は火災保険の50%が限度となります。

地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。これは、地震保険の目的が「被災者の生活の安定」であると「地震保険に関する法律」に定められており、生活再建の当面の資金として活用していただくことにしているためです。

■ポイント3・・・全損、半損、一部損の損害に対して補償されます。

地震保険は、大地震が発生して大量の住宅等に損害が発生した場合でも、保険金をできるだけ速やかに支払うことができるよう損害の程度を3つに区分しています。建物や家財に「全損」「半損」または「一部損」の損害が生じたときに、それぞれの損害の程度に応じて補償されます。

全 損	契 約 金 額 の 100%
半 損	契 約 金 額 の 50%
一 部 損	契 約 金 額 の 5%

■ポイント4・・・賃貸住宅でも地震保険を契約できます。

賃貸住宅にお住まいの場合は、家財を対象とした火災保険とセットで契約することができます。

なお、持ち家にお住まいの場合は、建物と家財、それぞれの火災保険とセットで契約することができます。建物は住宅のみに使用される建物（専用住宅）と店舗等と併用している建物（併用住宅）が対象です。

■ポイント5・・・地震保険に割引制度があります。

地震保険には、建物の耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。1981年6月以降に新築された建物の場合には、10%（築年割引）、耐震等級を受けている場合には、耐震等級に応じて10%～30%の割引（耐震等級割引）が適用されます。ただし、割引はいずれか一方が適用されます。

担当 星野

平成19年 2月の交通事故情報

（加茂警察署 交通課にお聞きしました。）

	加茂			田上		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
人身事故	15件	12件	3件増	6件	4件	2件増
（けが人）	15人	13人	2人増	7人	4人	3人増
死亡事故	1件	0件	—	0件	0件	—

◆死亡事故について

場所・・・加茂市上条（県立農業高等学校の前を通り住宅街に入る信号機の手前
40～50メートル ミルクネッツ前）

事故状況・・・右側を歩いていた老人の男性と軽自動車（30代の男性が運転）が接触。

注意する事柄

- 暖冬でスリップ事故は少ないそうですが、その反面スピードを出して運転しているドライバーが多いので、安全速度で運転しましょう。
- 3月は学生が春休みに入る時期なので、自転車に乗っている人達が多くなります。自転車の脇を通るときは、必ず徐行しましょう。

クルマのドアを開けるときの隣のクルマが近いときは、皆さんはどうされていますか…？

そんなときは、ドアとクルマの車体がぶつかりそうなところを手で押さえて、そーっと開けることをおすすめします。そうすれば、たとえ隣のクルマにドアが当たったとしてもそーっと開けるのに加え、手で押さえていると安心です。

自分が運転しているクルマで、同乗者がクルマから降りる際、周りの状況を見ずにドアを開けて後方から来たバイクと接触事故を起こしたとしたら、この時運転者に責任はあるのでしょうか…？

ドアの開閉も自動車の運行の一部と見なされ、運転者に責任がありますので、同乗者のクルマの乗り降りする時は、気を遣わなければいけません。

ドアを開けるときの注意事項

1. ドアを開ける際は、周りに障害物がない場所にクルマを停止させる。
2. 周りに障害物がないかを確認する。
3. 運転者がミラーで危険がないことを確認する。
4. 目視で安全を確認する。
5. ドアを開ける。



【無事故運転法かんたん習得マニュアルより】



オートSUMボタンを使って平均を求めましょう

オートSUMボタンを使うと、平均を求めるAVERAGE関数が表示され簡単に計算することができます。

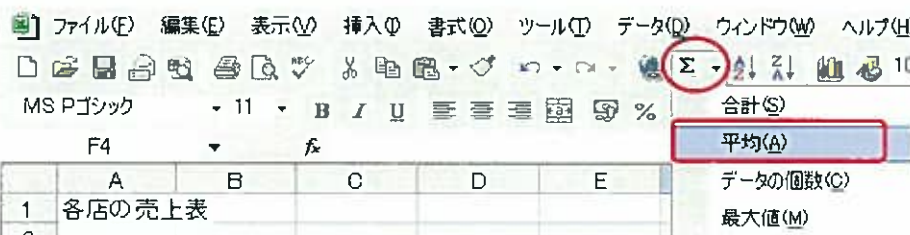
1. 「平均」を計算するために

「F4」セルをクリックします

	A	B	C	D	E	F
1	各店の売上表					
2						
3		4月	5月	6月	合計	平均
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900	
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	2,562,700	
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500	2,447,300	
7	山形店	568,100	798,500	823,700	2,190,300	

「F4」セルをクリックします。

2. 「オートSUM」ボタンの▼をクリックし「平均」を選択します。



3. 「B4」セル（4月）から「E4」セル（合計）まで範囲指定されました。

	A	B	C	D	E	F
2						
3		4月	5月	6月	合計	平均
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900	=AVERAGE(B4:E4)
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	2,562,700	AVERAGE(数値1, [数値2], ...)

4. 「B4」セル（4月）から「D4」セル（6月）までドラッグし、範囲を選択し、Enterキーを押します。（※ 合計のセルの値が入ると、平均の金額が誤るため）

	A	B	C	D	E	F
3		4月	5月	6月	合計	平均
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900	=AVERAGE(B4:D4)
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	2,562,700	AVERAGE(数値1, [数値2], ...)

=AVERAGE(B4:D4)

「B4:D4」は平均を求めるセルの範囲を表示します。
（「B4」セルから「D4」までの平均を求めます。）

「AVERAGE」は平均を求める関数。

5. 平均が表示されます。

	A	B	C	D	E	F
3		4月	5月	6月	合計	平均
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900	995,300
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	2,562,700	

6. 数式をコピーします。

①「F4」セルをクリックします。

②マウスをここに載せ、**+**の形に変わったら「F7」セルまでドラッグします。

合計	平均
2,985,900	995,300
2,562,700	
2,447,300	
2,190,300	

出来上がり

	A	B	C	D	E	F
1	各店の売上表					
2						
3		4月	5月	6月	合計	平均
4	東京店	823,700	1,068,200	1,094,000	2,985,900	995,300
5	大阪店	771,200	816,500	975,000	2,562,700	854,233
6	新潟店	681,200	1,000,600	765,500	2,447,300	815,767
7	山形店	568,100	798,500	823,700	2,190,300	730,100

※ 小数点以下は、四捨五入されます。次回は、小数点以下を表示する方法を学習します。

これからの研修

原点の会	三条商工会議所	3月30日(金) 9:00 ~ 12:00
経営者講座 新潟活学塾 (別紙のとおり)	当事務所研修室	4月11日(水) 13:30 ~ 15:00
エクセル講座(10回) (別紙のとおり)	加茂市産業センター	4月3日(火) 13:30 ~ 15:00 5月8日(火) 13:30 ~ 15:00



ニューフェイス

はじめまして。2月15日に入社いたしました和久井智弘と申します。

ただ今、税理士の資格取得を目指して勉強中ではありますが、実務では今まで知らなかったことや気づかいはなかったことが多々あり、それらを知ることもおもしろさを感じると同時に、自分にできるのかと不安になることもあります。しかし、事務所の先輩が優しく的確に教えてくださるので、前向きに日々の業務に没頭しています。

未熟者ではありますが、粉骨砕身頑張っておりますので、何卒よろしく願いいたします。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

あ と が き

確定申告の時期で事務所は忙しさと活気にみなぎっています。3月は卒業、入学試験など人生の節目のシーズンです。我が家の長男も今年卒業式を迎え、新社会人となります。親としては、ようやく肩の荷がおりて「ホッ」としています。私達の事務所にも、爽やかな新人が入社いたしました。一緒に仕事を頑張っていきたいと思えます。

石村 菊枝

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp